

「その他建築物等」用サッシの建材 TR 制度への追加に関する考え方について

住宅・建築物の窓（サッシ及びガラス）について、「戸建・低層共同住宅等」については現行の建材 TR 制度で対応ができています。一方、非木造の中高層住宅や大中規模建築物（以下「その他建築物等」）の窓は対象外となっており、2022/3 の建材 WG 取りまとめにおいて「建材トップランナー制度の対象となっていない「その他建築物等用の窓」についても、対象化に向けて早急に検討していく。」ことが政府の取組むべき課題とされている。

「その他建築物等」用サッシの建材 TR 制度における住宅・非住宅の区分

↓ 設ける

↓ 設けない

製造事業者側で建物用途別の出荷データが整備されておらず、現時点で建物用途区分ができない。目標値設定をどの対象について、どの時点で行うべきか。

※建物用途別の出荷データ整備には 2 年程度必要となる見込み。（建物用途別に性能値の実績データが取得できるのは早くても 2026 年度夏を想定。）

A 住宅・非住宅ともにデータ整備後。

今後の WG では、①を実施。（必要に応じて③も実施）

住宅、非住宅ともに実績値に基づいた目標基準値を設定。
③を実施していた場合は、そこで決定した区分別に目標基準値を設定する。

B 住宅はデータ整備前、非住宅はデータ整備後（※）。住宅は 2030 年度目標からのバックキャスト（BC）により目標基準値を設定。

今後の WG では、①を実施。（必要に応じて③も実施）
また、住宅について、2030 年度目標からの BC により目標基準値を定める。

非住宅について、実績値に基づいた目標基準値を設定。
住宅については、実績値に基づいた目標基準値の見直しを検討。
③を実施していた場合は、そこで決定した区分別に目標基準値を設定する。

C 住宅・非住宅ともにデータ整備前。住宅は BC により、非住宅は実績からの推計を用いた方法により目標基準値を設定。

今後の WG では、①に加え、当面の目標基準値設定を行うため、②を実施。住宅については、BC により目標基準値を定める。（必要に応じて③も実施）
以上が完了した後、目標基準値の設定を行う。

住宅、非住宅について、実績値に基づいた目標基準値の見直しを検討。
③を実施していた場合は、そこで決定した区分別に目標基準値を設定する。

※非住宅について、検討を始められる部分は先に検討するとして合意された。

②について実施し、目標基準値の検討を実施。
※用途別に定めないので、用途毎にどの程度の性能値が必要となるかわかりにくい。

建物用途別データの整備完了後

- ① 製造事業者目標となる年度を示した上で建物用途別データの整備を行うよう働きかける。その際、データの区分案（住宅、病院、事務所、店舗、学校……）も検討する。
- ② 目標基準値算定に必要な下記について検討する。
 - (1) 単板ガラス用サッシのシェアがどの程度残ると考えるべきか。
 - (2) どの用途の建物についてどの程度樹脂化率を進めるべきと考えるべきか。
- ③ 住宅・非住宅以上に細分化した区分別（例：用途、階層など）に目標基準値の設定をすべきかどうか、設定する場合の区分案について検討する。